

税の申告が始まります

2月18日～3月15日

今年も税の申告の季節がやつて参りました。所得税の確定申告と納税、町・県民税（住民税）の申告は、いずれも2月18日から3月15日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。日程については3ページの日程表のとおりですが、2月24日のみ日曜日に予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。

なお、東日本大震災で被害を受けた方は申告相談に時間を要すると思われます。また、毎年申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、該当の相談日を確認の上早めに申告をお願いします。

所得税の申告

○申告が必要な人

①平成24年1月から12月までの事業・その他所得金額の合計額が、

基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超えるとき。ただし、配当控除額が課税総所得金額に対する税額を超える場合を除く。

②給与所得のある人で、次のいずれかに該当する人
・給与の年収が2千万円を超える

- ・給与以外の所得が20万円を超える人
- ・給与の支払いを2ヶ所以上から受けている人

- ④町から交付された「災証明書」など被害状況がわかるもの
- ⑤譲渡所得がある方

平成24年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

- ③農作物の家事消費量〔経費に関するもの〕
- ④小作料、作業委託料、雇人費、ライスセンター使用料、土地改良費などの領収書
- ⑤農業用機械・器具、農業用自動車等の燃料費、修繕費、保険料、租税公課の領収書。新規に取得

・退職した後就職をしなかつた方で、年末調整を受けていない方源泉徴収票、各種控除証明書、領収書などをお持ちください。
なお、還付申告は2月1日から受付します。（給与・年金のみ）

○東日本大震災で被害を受けた方

東日本大震災等で被害を受けた方は、所得税が還付される場合があります。申告する方は次の書類等もご用意ください。

①被害を受けた資産の種類、取得時期、取得価額等のわかるもの

②被害を受けた資産の取り壊し費用、修繕費用などのわかるもの

③被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額がわかるもの

- ①出荷や販売した農作物の金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）
- ②受取共済金、補償金、雑収入などの金額がわかるもの
- ③農作物の家事消費量〔経費に関するもの〕
- ④小作料、作業委託料、雇人費、ライスセンター使用料、土地改良費などの領収書
- ⑤農業用機械・器具、農業用自動車等の燃料費、修繕費、保険料、租税公課の領収書。新規に取得

○農業所得の申告

農業所得は、収支内訳書に基づき算出することになっています。
役場に必要経費集計表を用意してありますので、事前に集計の上、申告をお願いします。

なお、集計がされていない場合は順番が後になりますのでよろしくお願いします。
内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳などと内容確認のため、次の書類もご用意ください。

①〔収入に関するもの〕

②出荷や販売した農作物の金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）

③農作物の家事消費量〔経費に関するもの〕

④小作料、作業委託料、雇人費、ライスセンター使用料、土地改良費などの領収書

⑤農業用機械・器具、農業用自動車等の燃料費、修繕費、保険料、租税公課の領収書。新規に取得

- 青色申告で合理化と節税を
- 青色申告は、経営の合理化と節定の要件にあてはまる方